

組織的対応 (令和3年4月改訂)

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談・生徒からの訴えなどにより情報の収集と各教師がアンテナを高く持つこと。

正確な実態把握

指導体制及び指導方針決定

①報告の流れ

情報を得た教職員
→当該生徒の担任・学年主任等
→生徒指導主事・教頭
→校長
→市教育委員会

②保護者へは、事実確認をした後、連絡する。(その後は適宜連絡)

いじめ対応チームの招集・指揮(校長)

保護者

連携

生徒への指導・支援

連絡・相談

関係機関

学校だけでは困難な場合には
関係機関へ支援を依頼する。

- ・警察(芦屋警察署生活安全課)
- ・芦屋市教育委員会学校教育課
0797-38-2087
- ・子育て推進課 0797-38-2128
- ・子ども家庭総合支援室 0797-31-0643
- ・青少年愛護センター 0797-31-8229
- ・西宮少年サポートセンター 0798-35-3875
- ・西宮こども家庭センター 0798-56-8271
等

今後の対応について考える

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を管理職に一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- (ア) 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- (イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。